平成２９年（フ）第５５６号
岡山市東区西大寺川口53番地14
債務者　金山定子こと　朴　　定子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
愛媛県八幡浜市広瀬３丁目４番20号　市営広瀬団地１棟３階１号
債務者　三好　ゆり
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第５７号
栃木県那須塩原市東三島２丁目101番地24
債務者　黒澤　真美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第２８５８号
横浜市西区戸部町４丁目119番地
債務者　鈴木　葉子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９６号
横浜市鶴見区上末吉４丁目４番５号　アミニティー上末吉201
債務者　杉本　孝道
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９８号
横浜市南区永田東１丁目６番44号
債務者　岩崎　　昜
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９００号
神奈川県海老名市国分寺台３丁目11番14号
債務者　島崎　　縁
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５２号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ２－807号
債務者　大山　大地
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５３号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ２－807号
債務者　大山　麻也
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５７号
神奈川県海老名市上今泉４丁目15番16－201号
債務者　村木　和尊
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６１号
神奈川県横須賀市久里浜１丁目17番14号（前住所）
債務者　森本奈緒美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６４号
横浜市金沢区能見台東８番Ｃ－409号
債務者　川端　英希
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６６号
横浜市戸塚区平戸１丁目16番15－３号
債務者　甲賀　雅如
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６８号
横浜市戸塚区舞岡町2621番地　コート舞岡Ａ棟102号
債務者　藤間　和子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９９３号
横浜市瀬谷区上瀬谷町23番地11　レオネクストｉ　参番館101
債務者　木内太一郎
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４１号
東京都町田市森野２丁目２番46－1006号
債務者　吉成　直子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部